

JR東海労ニュース

No. 709

2005年 6月18日

JR東海労働組合

「ノート裁判」勝利判決！

会社、「ごめんなさい」と 損害賠償金を現金で支払う！

主文

1 第1審原告高岡の控訴に基づき、主文第1項及び第2項のうち第1審原告高岡に関する部分を、次のように変更する。

(1) 第1審被告らは、第1審原告高岡に対し各自90万円及びこれに対する第1審被告会社においては平成14年7月25日から第1審被告北井においては同月26日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

いわゆる「ノート裁判」とは、大阪第一車両所の高岡分会長が所内でノートを落としました。そのノートを拾得した北井総務科長はノートの記載内容を勝手にコピーした上、これを関西支社に送付・報告をしました。さらに会社が、ノート記載内容を元にJR東海労働組合員を事情聴取し、JR東海を誹謗・中傷し脱退を迫る発言しました。これは、高岡分会長のプライバシーないしは人権侵害であり、組合に対する不当な介入で、管理者の発言は脱退懲憑そのもであり、不当労働行為であるとし、高岡分会長・分会・地本・本部が損害賠償を求めて平成14年7月に提訴したものです。大阪地裁では高岡分会長に35万円の支払い判決がだされました。判決を不服として組合、会社が控訴し、17日に判決がでました。高裁は地裁の判決を上回る判断を下しました。高裁判決で、社員のプライバシーを侵害するともない会社ということが明確になりました。会社はこれ以上勝ち目がないと判断したのか、利息を含め103万0438円を当日現金で高岡分会長に支払いました。

大阪高裁が、
プライバシー侵害を認定！
地裁に続き会社の